

別添

鳥取情報ハイウェイ県間接続機器等賃貸借業務

仕 様 書

令和8年6月

鳥取県

1 業務の名称

鳥取情報ハイウェイ県間接続機器等賃貸借業務（以下「本業務」という。）

2 目的

鳥取情報ハイウェイの智頭中継所から日南POPルート（岡山情報ハイウェイを経由する）及び岡山情報ハイウェイとの接続用として整備している通信機器のサポートが終了するため、代替機器を新たに賃貸借する。

3 調達の範囲

本業務の範囲は、別紙借入機器要件で示す機器等（以下「物品」という。）の調達、納入、保証及び賃貸借期間満了時の回収・処分に限るものとし、現地への搬送・設置、設定、接続切替、通信試験及び既存機器の撤去作業は含まない。これらの作業は、発注者が別途委託している鳥取情報ハイウェイの管理運用業者（以下「管理運用業者」という。）により行う。

なお、物品の設置後に、不具合等により当該物品が正常に動作しない状況となった場合は、受注者は、発注者及び管理運用業者と協力し、原因究明等に協力すること。

4 賃貸借期間及び納入期限

賃貸借期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60か月）

納入期限 令和8年8月31日まで

なお、賃貸借期間中に加え、納入日から令和8年9月30日までの期間についても、別紙借入機器要件の2（1）から（10）の保守仕様に基づく機器保証を受けることができるものとする。

5 納入場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟別館1階

6 提出図書

次の図書を、全ての物品を納入した時に発注者に提出すること。

なお、提出部数は、紙媒体で1部、電子化が可能なものについては電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R）に格納して1部提出すること。

※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかの形式及びPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）の2種類で提出すること。

- （1）導入機器一覧 1部
- （2）新品証明書 1部
- （3）納品写真 1部
- （4）保守内容及び保守受付体制が確認できる資料 1部
- （5）その他発注者が必要と認める資料 1部

7 導入作業への協力等

受注者は、発注者又は管理運営業者から、物品の仕様、接続条件、初期不良の疑い、保証対応等について照会を受けた場合は、速やかに必要な情報提供及び原因確認に協力すること。

8 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 納入の確認及び引渡し

ア 受注者は、物品を全て5の納入場所に納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

イ 発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という）は、アの通知を受けた日から10日以内に納品の確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

ウ 発注者は、イの確認完了後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該機器の引渡しを受けなければならない。

エ 受注者は、物品がイの確認に合格しないときは、直ちに修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

(3) 納入費用等の負担

本業務の契約に基づく物品の納入及び回収・処分その他本業務に係る契約を履行するために要する全ての費用は、受注者の負担とする。

(4) 物品の保守

ア 受注者は、発注者が物品を常に安全かつ完全に使用できるよう別紙借入機器要件の2（1）から（10）の保守仕様に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

イ 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施する。

(5) 物品の不具合

物品の引渡しを受けた後において、当該機器が本業務に係る契約の内容に適合しないものであるときは、受注者は発注者に対し責任を負う。

(6) 賃貸借料の支払等

ア 受注者は、当月分の料金を翌月に発注者に請求し、発注者は、正当な請求を受理した日から30日以内にその請求額を受注者に支払う。

イ 発注者が、正当な理由なくアの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(7) 所有権の表示

物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて受注者に属し、受注者は、物品に受注者の所有物である旨を表示することができる。

(8) 物品の原状変更及び附合物

発注者は、物品の一部を除去し、取り替え、若しくは改造し、又は物品に機械器具、装備その他の物品を取り付ける必要が生じた場合、あらかじめ書面により受注者に協議する。

(9) 物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、物品に損害保険を付保する。

(10) 損害賠償

ア 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物品に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

イ アの損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定める。この場合において、受注者の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除する。

(11) 任意解除

ア 発注者は、(12) 又は (13) によるほか、必要があるときは、本業務に係る契約を解除することができる。

イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議して定める。

(12) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 期限内に物品を納入しないとき又は期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

(イ) 正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

(ウ) (ア) 及び (イ) の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として貸貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

(ア) 履行不能が明らかであるとき。

(イ) 履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務に係る契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(12)アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- b 暴力団員を雇用すること。
- c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品 その他財産上の利益を与えること。
- e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- g 暴力団若しくは暴力団員であること又はa から f までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 解除の制限

(12) ア（ア）から（ウ）及び（13）ア（ア）から（エ）までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（12）及び（13）による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(15) 賠償の予定

受注者が（13）ア（オ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、貸借料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。物品の借り受け後においても、同様とする。

(16) 履行遅延による違約金

ア 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により貸借料期間の始期に物品を借受けることができない場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。

イ アの違約金は、遅延日数に応じ、貸借料総額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額とする。

(17) 秘密の保持

受注者は、業務の履行に関し知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、蓄積し、又は他の目的に利用してはならない。

(18) 物品及び消耗品等の返還、撤去

ア 発注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは終了した場合又は（11）から（13）までにより本業務に係る契約を解除した場合、物品を遅滞なく受注者に返還しなければならない。

イ 受注者は、アの場合においては、遅滞なく物品を撤去しなければならない。

(19) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る契約の訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(20) 契約外の事項

本業務に係る契約書に定めのない事項又は本業務に係る契約書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

9 その他

- (1) 契約書の作成に当たり、本仕様書の8の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。
- (2) 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えないで用語を変更する場合がある。

別紙 借入機器要件

1 借入機器及び数量

具体的内容を「表1 借入機器一覧」に示す。

表1 借入機器一覧

品目 No.	品目	数量
1	メディアコンバータ	18台
2	DWDM用 SFP+モジュール A (品目 No. 3 の対向で使用)	6台
3	DWDM用 SFP+モジュール B (品目 No. 2 の対向で使用)	6台
4	DWDM用 SFP+モジュール C (品目 No. 5 の対向で使用)	6台
5	DWDM用 SFP+モジュール D (品目 No. 4 の対向で使用)	6台
6	MUX/DEMUX ユニット A (品目 No. 7 の対向で使用)	7台
7	MUX/DEMUX ユニット B (品目 No. 6 の対向で使用)	7台
8	メディアコンバータ収容シャーシ	5式
9	10GBASE-SR SFP+モジュール	14台
10	アンプユニット	3台

2 仕様

仕様について以下に示す。

参考型番は、必要な性能、機能及び構成を示すためのものであり、同等以上の性能を有し、既存構成及び本仕様書に定める機器間の組合せにおいて正常動作が保証される機器であれば可とする。

なお、調達物品は全て新品とする。

(1) メディアコンバータ (参考型番: DN6820E)

仕様
10GBASE-R のインターフェースを 2 ポート以上有すること
各ポートとも伝送速度は、10Gbps 以上であること
各ポートとも伝送方式は、全二重方式であること
各ポートとも伝送符号は、64B/66B 符号であること
SNMP 監視機能を有する収容シャーシに実装した場合、メディアコンバータのリンク状態、実装状態、設定状態等を監視できること
DMI 対応 SFP+を使用した場合、発光レベル、受光レベル等の状態監視が可能であること
最大 10 台までのカスケード接続に対応していること。
突起部を除く外形寸法が W52mm×H19.8mm×D74mm 以下で、表 1 借入機器一覧の品目 No. 8「メディアコンバータ収容シャーシ」に収納でき、かつ動作を保証していること
本体のみの重量は、90g 以下であること
RoHS2 に対応していること
表 1 借入機器一覧の表中の品目 No. 2、No. 3、No. 4 及び No. 5 の DWDM 用 SFP+モジュールを実装でき、かつ当該 SFP+モジュールの動作についてメーカー保証があること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 9「10GBASE-SR SFP+モジュール」を実装でき、かつ当該 SFP+モジュールの動作についてメーカー保証があること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9 時から 17 時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13 年 9 月 30 日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(2) DWDM 用 SFP+モジュール A (参考型番 : TRS7081FECPA000-C58)

仕様
準拠規格は、IEEE802.3ae および OTU2e であること
伝送速度は、10.3125Gbps および 11.0957Gbps に対応すること
伝送方式は、全二重方式であること
伝送符号は、64B/66B 符号であること
適合光ファイバは、石英系シングルモード 1.31 μ m 帯ゼロ分散型光ファイバ又は 1.55 μ m 帯ゼロ分散シフト型光(DSF)ファイバ であること
インターフェースは、送・受信コネクタ各 1 ポート以上であること
適合コネクタは、LC コネクタ(IEC61754-20 型) であること
コネクタ研磨方法は、PC、SPC、AdPC、UPC 研磨 であること
発光中心波長は、1531.12nm であること
受光波長は、1525 ~ 1575nm であること
伝送距離の目安は、40~80Km であること
RoHS2 に対応していること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 6「MUX/DEMUX ユニット A」及び品目 No. 7「MUX/DEMUX ユニット B」と組み合わせて 10G の 1531.12nm、1530.33nm の 2 波長を SMF 1 芯で伝送でき、最大 16 波長まで多重可能であること。なお、伝送損失は 23dB 以下であること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 3 「DWDM 用 SFP+モジュール B」と対向で使用できること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 1「メディアコンバータ」へ実装でき、かつ当該 SFP+モジュールの動作についてメーカー保証があること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(3) DWDM 用 SFP+モジュール B (参考型番 : TRS7081FECPA000-C59)

仕様
準拠規格は、IEEE802.3ae および OTU2e であること
伝送速度は、10.3125Gbps および 11.0957Gbps に対応すること
伝送方式は、全二重方式であること
伝送符号は、64B/66B 符号であること
適合光ファイバは、石英系シングルモード 1.31 μ m 帯ゼロ分散型光ファイバ又は 1.55 μ m 帯ゼロ分散シフト型光(DSF)ファイバ であること
インターフェースは、送・受信コネクタ各 1 ポート以上であること
適合コネクタは、LC コネクタ(IEC61754-20 型) であること
コネクタ研磨方法は、PC、SPC、AdPC、UPC 研磨 であること
発光中心波長は、1530.33nm であること
受光波長は、1525 ~ 1575nm であること
伝送距離の目安は、40~80Km であること
RoHS2 に対応していること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 6「MUX/DEMUX ユニット A」及び品目 No. 7「MUX/DEMUX ユニット B」と組み合わせて 10G の 1531.12 nm、1530.33nm の 2 波長を SMF 1 芯で伝送でき、最大 16 波長まで多重可能であること。なお、伝送損失は 23dB 以下であること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 2 「DWDM 用 SFP+モジュール A」と対向で使用できること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 1「メディアコンバータ」へ実装でき、かつ当該 SFP+モジュールの動作についてメーカー保証があること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(4) DWDM 用 SFP+モジュール C (参考型番 : TRS7081FECPA000-C60)

仕様
準拠規格は、IEEE802.3ae および OTU2e であること
伝送速度は、10.3125Gbps および 11.0957Gbps に対応すること
伝送方式は、全二重方式であること
伝送符号は、64B/66B 符号であること
適合光ファイバは、石英系シングルモード 1.31 μ m 帯ゼロ分散型光ファイバ又は 1.55 μ m 帯ゼロ分散シフト型光(DSF)ファイバ であること
インターフェースは、送・受信コネクタ各 1 ポート以上であること
適合コネクタは、LC コネクタ(IEC61754-20 型) であること
コネクタ研磨方法は、PC、SPC、AdPC、UPC 研磨 であること
発光中心波長は、1529.55nm であること
受光波長は、1525 ~ 1575nm であること
伝送距離の目安は、40~80Km であること
RoHS2 に対応していること
表 1 借入機器一覧の品目 No.6「MUX/DEMUX ユニット A」及び品目 No.7「MUX/DEMUX ユニット B」と組み合わせて 10G の 1529.55nm、1528.77nm の 2 波長を SMF 1 芯で伝送でき、最大 16 波長まで多重可能であること。なお、伝送損失は 23dB 以下であること
表 1 借入機器一覧の品目 No.5「DWDM 用 SFP+モジュール D」と対向で使用できること
表 1 借入機器一覧の品目 No.1「メディアコンバータ」へ実装でき、かつ当該 SFP+モジュールの動作についてメーカー保証があること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(5) DWDM 用 SFP+モジュール D (参考型番 : TRS7081FECPA000-C61)

仕様
準拠規格は、IEEE802.3ae および OTU2e であること
伝送速度は、10.3125Gbps および 11.0957Gbps に対応すること
伝送方式は、全二重方式であること
伝送符号は、64B/66B 符号であること
適合光ファイバは、石英系シングルモード 1.31 μ m 帯ゼロ分散型光ファイバ又は 1.55 μ m 帯ゼロ分散シフト型光(DSF)ファイバ であること
インターフェースは、送・受信コネクタ各 1 ポート以上であること
適合コネクタは、LC コネクタ(IEC61754-20 型) であること
コネクタ研磨方法は、PC、SPC、AdPC、UPC 研磨 であること
発光中心波長は、1528.77nm であること
受光波長は、1525 ~ 1575nm であること
伝送距離の目安は、40~80Km であること
RoHS2 に対応していること
表 1 借入機器一覧の品目 No.6「MUX/DEMUX ユニット A」及び品目 No.7「MUX/DEMUX ユニット B」と組み合わせて 10G の 1529.55、1528.77nm の 2 波長を SMF 1 芯で伝送でき、最大 16 波長まで多重可能であること。なお、伝送損失は 23dB 以下であること
表 1 借入機器一覧の品目 No.4「DWDM 用 SFP+モジュール C」と対向で使用できること
表 1 借入機器一覧の品目 No.1「メディアコンバータ」へ実装できる、かつ当該 SFP+モジュールの動作についてメーカー保証があること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(6) MUX/DEMUX ユニット A (参考型番：DNDWME-1A)

仕様
石英系シングルモード 1.31 μm 帯ゼロ分散型光ファイバ又は 1.55 μm 帯ゼロ分散シフト型光 (DSF) ファイバに適合すること
光回線接続コネクタ及びカスケードポートは、SC コネクタ (JIS C 5973 F04 型)、SFP 接続用コネクタは LC コネクタ (IEC61754-20 型) に適合すること
コネクタ研磨方法は、PC、SPC、AdPC、UPC 研磨 であること
表 1 借入機器一覧の表中の品目 No. 2、No. 3、No. 4 及び No. 5 の各 DWDM 用 SFP+モジュールと組み合わせて 10G 波長を分波、合波が可能なこと
最大 16 波長まで拡張可能なカスケードポートを有し、通信を維持したまま増設可能であること
借入機器一覧の品目 No. 7「MUX/DEMUX ユニット B」と対向で使用可能であること。なお、対向損失は 3.5dB 以下であること
外形寸法が W54.5mm×H19.8mm×D158mm 以下で、表 1 借入機器一覧の品目 No. 8「メディアコンバータ収容シャーシ」に収納できること
固定用ホルダ装着時の重量は、270g 以下であること
RoHS2 に対応していること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(7) MUX/DEMUX ユニット B (参考型番：DNDWME-1B)

仕様
石英系シングルモード 1.31 μm 帯ゼロ分散型光ファイバ又は 1.55 μm 帯ゼロ分散シフト型光 (DSF) ファイバに適合すること
光回線接続コネクタ及びカスケードポートは SC コネクタ (JIS C 5973 F04 型)、SFP 接続用コネクタは LC コネクタ (IEC61754-20 型) に適合すること
コネクタ研磨方法は、PC、SPC、AdPC、UPC 研磨 であること。
表 1 借入機器一覧の表中の品目 No. 2、No. 3、No. 4 及び No. 5 の各 DWDM 用 SFP+モジュールと組み合わせて 10G 波長を分波、合波が可能なこと
最大 16 波長まで拡張可能なカスケードポートを有し、通信を維持したまま増設可能であること。
借入機器一覧の品目 No. 6「MUX/DEMUX ユニット A」と対向で使用可能であること。なお、対向損失は 3.5dB 以下であること
外形寸法が W54.5mm×H19.8mm×D158mm 以下で、表 1 借入機器一覧の品目 No. 8「メディアコンバータ収容シャーシ」に収納できること
固定用ホルダ装着時の重量は、270g 以下であること
RoHS2 に対応していること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(8) メディアコンバータ収容シャーシ (参考型番：DNHD12E-2P-SNMP III (HS))

仕様
表 1 借入機器一覧の表中の品目 No. 1「メディアコンバータ」を 6 台及び品目 No. 6「MUX/DEMUX ユニット A」または品目 No. 7「MUX/DEMUX ユニット B」を 2 台から 4 台混在して収容可能で、1U 以内で 19 インチラックに搭載できること
SNMP 監視機能を有し、ブラウザにて監視可能なこと
電源二重化が可能なこと
機器トラブル防止に必要な冷却性能を有する高速タイプファンモジュールを必要分実装すること
ファン、電源、SNMP ユニットが交換可能なこと
ホットスワップでメディアコンバータや MUX/DEMUX ユニットの抜き挿しが可能なこと
RoHS2 に対応していること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(9) 10GBASE-SR SFP+モジュール (参考型番: EOLP-8596-02-I)

仕様
準拠規格は、IEEE802.3ae であること
伝送速度は、10.3125Gbps であること
伝送方式は、全二重方式であること
伝送符号は、64B/66B 符号であること
適合光ファイバは、石英系マルチモード光ファイバであること
インターフェースは、送・受信コネクタ各 1 ポートであること
適合コネクタは、LC コネクタ (IEC61754-20 型) であること
コネクタ研磨方法は、PC 研磨 であること
発光中心波長は、840 ~ 860nm であること
受光波長は、840 ~ 860nm であること
伝送距離の目安は、OM3 光ケーブル使用時 2~300m であること
RoHS2 に対応していること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 1「メディアコンバータ」へ実装でき、かつ当該 SFP+モジュールの動作についてメーカー保証があること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

(10) アンプユニット (参考型番: DNAMPE-B)

仕様
増幅波長範囲は、1527.99nm ~ 1568.36nm であること
1 波入力時の最大利得は 25dB 以上可能であること
LC コネクタ (IEC61754-20 型) に適合すること
石英系シングルモード 1.31 μ m 帯ゼロ分散型光ファイバ又は 1.55 μ m 帯ゼロ分散シフト型光 (DSF) ファイバに適合すること
外形寸法が W52mm×H19.8mm×D100mm 以下で、表 1 借入機器一覧の品目 No. 8「メディアコンバータ 収容シャーシ」に収納できること
表 1 借入機器一覧の品目 No. 6「MUX/DEMUX ユニット A」及び品目 No. 7「MUX/DEMUX ユニット B」と組み合わせて使用可能であり、最大 8 波まで増幅可能なこと
RoHS2 に対応していること
受注者又はメーカーによる故障受付は、平日の 9時から 17時を含む時間帯で可能なこと
保証期間は、納入日から令和 13年 9月 30日まで有効であること。なお、保証対応は、先出しセンドバック方式とする。

<特記事項>

仕様記載する平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 1 月 1 日から同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで以外の日である。